

時事新報

明治十八年四月廿七日
(西曆一千八百八十五年)
第九百五十三號
日曜日休刊

報東京圖書館

公

○外務省告示第二號

露西亞領海軍艦隊入口ノ諸海峡ニ水雷火設置ニ付露國海軍士官ノ先導スルニ非レハ入峽ヲ許サズル旨露國海軍少將フエリドガウセン氏ヨリ通達アリタル事本邦駐露國特命全權公使ア、ダウキドフ閣下ヨリ四月廿三日付ヲ以テ我政府ニ通知アリタリ

明治十八年四月廿四日 外務卿伯爵井上 馨 右告示候事

時事新報

此不景氣ナ如何セン

民間不景氣ノ歎聲ハ數年前ヨリ漸ク其響高ク全國都府尋常諸般ノ聲ハ唯一聲ノ爲メニ全ク湮没セテラタル有様ナリ昨年一昨年ノ頃ニ於テハ世間商工業界社會ノ人モ幾分カ景氣回復ノ希望ヲ存シ幾度カ回復ノ吉兆ヲ認メタリト稱シテ互ニ悦ビ合ヒシモ何時モナガラ認定ノ正シカラザリシヲ悔ヒテ其都度徒ラニ沈鬱ノ度ヲ加フモノニナリシ其狀恰モ洋中ノ漂流船ガ水天勢絶青一變ノ邊ニ一帯ノ陸地ヲ見出シ陸アリノト悦ビシ甲斐モナク陸ト思ヒシ其物ハ忽チ雲ノ正体ヲ現シテ風ノマコト消失シタル跡ニ殘リシ舟人等ガ失望落膽ノ様ト一般ナルベシ近來ニ至リテハ世人モ既ニ每度ノ失望ノ聲ヲ付テ付テ此不景氣ハ到底急ニ回復ノ見込アルベカラズ去年去年ノ頃既ニ其頂端ニ達シタリト思ヒシモノ今年ヨリ見レバ未ダ七八合目ニモ達セザル程ノモノナリ今年唯今ノ不景氣コソハ間違モナク其頂端ナリト信スルモノ、今年ノ暮カ來年ノ春ヨリ願ミテ今日ノ不景氣ヲ見ナバ或ハ又七八合目ノ觀ヲ爲スベキヤモ知ルベカラズトテ斷然景氣來復ノ希望ヲ絶ナタルモノ、如シ人間ノ苦痛多シト雖モ希望ノ途ノ斷絶シタルヨリツラキモノハナシ今ノ不景氣ハ苦痛ノ頂端ナリト云フベキナリ

近來地方各地ノ不景氣困難ハ實ニ想像ニモ及バザルモノ其多シ誠ハ一村何百戸一齊ニ身代限リノ處分ヲ受ケタリト云ヒ或ハ全郡何萬人饑渴ニ迫リタリト云ヒ或ハ施行ノ期ヲ盡テ一時ノ死ヲ救フト云ヒ或ハ貧民黨動搖ノ色アリト云ヒ或ハ何々ノ草根木皮ヲ調理シテ人間ノ食料ニ充ルル新法ヲ發明シタリト云フ等其有様ハ不景氣ナリ稱スル階級ヲ疾ク通り過ギテ饑渴ノ區域内ニ達シ果シテ此饑渴ヲ渡キ生命ヲ維持シ得ルノ力アルヤ否ヤヲ疑フノ時節ト爲リタルガ如シ年輩カコレヲ國民ハ泣クトハ此事ナラン此有様ハ我輩ノ言ヲ聞カズトモ毎日ノ新聞紙ヲ讀ミ地方ノ通信ヲ受取リ地方ヨリ來ルタル人ノ談話ヲ聞キ又身躬カ地方ヲ巡歴シテ親シク其實況ヲ目撃シタル人々ノ飽シマア承知スル所ナルベシ今又一層困難ノ法ヲ以テ全國饑渴ノ有様ヲ知ツ

ト欲セバ近來類リノ箇々際チ成シテ我々ノ門前ヲ徘徊スル男女家族連レノ藪乞食ニ就テコレヲ叩クベシ必ズヤ明白詳細ノ報達ヲ爲シ聽者ヲシテ身其地ヲ踏ミ其事ヲ見ルノ想ヲ爲サシムルヲナラン都門數百ノ乞食ハ地方流民ノ一部分ナリト雖モ就テ全國ノ困弊ヲ知ルハ實ニ屈強ノ道具ナルベシ

全國ノ困弊ノ如シ其人々ノ不幸積イテハ全日本國ノ不幸此上ナリト雖モ愛ニ又愛當リテノ當惑ハ日本政府ノ慮出入ナリ我輩ハ實際國庫出納上ノ細目ヲ知ルハ能ハザルガユエニ一々コレガ説ヲ爲スコト能ハズト雖モ民間ノ實況ヨリ察スルニ今年政府ノ歳入ハ豫期ノ額ヨリ減スルコトアルモ増スコトハナカランカ慈善者ノ施行スル數種ノ慈善生命ヲ救フ者ニシテ爭テ争テ租稅ノ義務ヲ果スル餘力アラシ一本ノ杖一笠ニシテ身ヲ托シ流離顛沛スル者ニシテ爭テ争テ租稅ノ義務ヲ果スル餘力アラシ果シテ然ラバ如何ニ收稅ノ法ヲ改良スルモ無キリ有テ生スルノ工風ナキ限リハ國民ノ貧困ニ準シテ租稅ノ收入ハ減スルモノト覺悟セザルベカラズ斯ノ如ク租稅ノ收入先ツ十分ナラズトシテ租稅ノ支出ノ方ヲ見ルニ則シ今年ニ限リテ豫期ノ額ヨリ少減スベシト云フベキ程ノモノナリ却テ増加スベシト思ハルモノ甚ダ多キガ如ク今今朝報事變ノ如キ亦其一例ナリ此事變ノ爲メ政府ガ臨時ニ費セザル所ハ何程ナリシヤ知ラズト雖モ其莫大ノ金額ナルベシ若シ果シテ費重ノ推察スル如ク政府ノ支出ハ多シシテ其歳入ハ少シトセバ民間ノ不景氣即チ上下全体ノ不景氣ナリト云ハザルヲ得ズ世由々々キ大事ナラズヤ依テ我輩ハ固ク信ス議者決シテ此不景氣ヲ等閑視セザルヲ

雜報

○内閣出御 聖上には御風氣御全快遊ばされ給ひしを以て去る廿四日久々に内閣へ出御在らせ給ひ親しく政事と閑食とせられし後正午時伏見、北白川の岡宮、三條太政大臣、大山川村、佐々木の諸參議、小澤陸軍少將、松村海軍少將、町田、長原兩元老院議員、吉井宮内大輔と宮中に召せられて御陪食と仰付られたり

○港口閉塞外務省告示 露國が水雷火を以て浦潮斯德港を閉塞したるとの事之既在上海時事新報特派通信員の電報により本紙上に記載せしが右お付日本駐露國公使より我日本政府に通知せられたる旨去る廿四日外務卿より告示ありたり該告示は本日公報欄内にあり

○濱邊總領事事務委員 去る二十三日濱邊總領事所長兼濱須賀鎮守府次官海軍大佐伊東祐亨氏の本職並に兼職を免せられ英國お於て製造の濱邊總領事本邦へ回京事務取扱委員と仰付られ濱邊總領事海軍大尉山本權兵衛氏は本職を免せられ回京事務委員と海軍大尉藤原平二、海軍大尉關土滿地定監、海軍大佐計平野爲信、海軍中尉

細谷實氏、海軍中尉計深町多對三の諸氏も右濱邊總領事本邦へ回京事務取扱委員と就れも仰付られたり

○公使歸朝の噂 俄國駐在露國全權公使は御用に付來る七月一應歸朝すべしとの噂あり

○福澤諭吉氏 の過日來相州箱根温泉に入浴中ありしが去る廿四日歸京其翌廿五日向兩國中村樓にて交詢社の大會と終りたる上昨朝再び箱根へ赴きたり

○遠乘 前號に記載せし松方伯、徳大寺侯の發起に來る五月三日小金井に花見の遠乘は追々賛成者の増加して已に百五十餘名に及びしといふ

○鳩山和夫氏 今度外務省大書記官に任せられたる同氏は同省の取調局長と命せられたり

○外務省會計主務 中村辦理公使は去る廿四日外務省會計主務を免せられ更に外務大書記官吉田二郎氏が同主務仰付られたり

○武官歸京 義行軍村大演習の實地見分の爲り出張せし教導團歩兵大隊長井岡少佐は去る廿四日に又歩兵大隊長櫻井少佐は一昨廿五日に歸京おしたり

○鈴木少佐 佐倉營所後備軍司令官鈴木少佐は今日度東京鐵道後備軍司令官心得と命せられたり

○歸京 過般來各地方の巡回中あり高木司法大書記官と一昨廿五日歸京おしたり

○重罪裁判陪席 判事則元可貞氏は去る十七日大坂控訴裁判所於て第二期岡山重罪裁判陪席を判事增崎潤造氏は同十八日同裁判所に於て第二期京都重罪裁判陪席と就れも命せられたり

○醫術開業試驗主事 内務省御用掛足立寛氏は去る廿四日内務省に於て衛生局勤務仰付られ明治十八年第一回醫術開業試驗主事として岡山長崎兩縣へ出張仰付られたり

○セメール パンヤ 先に英人に就けられたるセメールパンヤは三月二十五日英艦イリス號に載せられロシアバルト海に向けマルタ島と出立したるよし

○勝海舟氏 は來月上旬東京と出發し奥羽地方を経て北海道と漫遊するといふ

○釋送諮問會 同會は一昨廿五日より開會の筈ある旨前號に記載せしが都合により明後二十九日の發會とありさう尤も賭場は江戸橋野金預所の二階と以て之を充るといふ

○長途行軍 仙臺鐵道越後新田營所屯在の歩兵第十六聯隊第三大隊の去る廿日仙臺より到着廿三日同所出發夫より福島地方を経て歸營し又仙臺鐵道工兵第一中隊の去る廿二日仙臺出發宮城縣下一ノ關に於て軍糧架設の演習と施行するよし

○寄附金 華族五條家の祖先なる野見宿禰の神社を本所鎮町の齋佐竹邸跡へ建築するに付今度毛利公より金五百圓、有栖川親王、山田、副島兩伯より同百圓づゝ其他華族貴族等より寄附せまもの若干名ありと

○縣令の輪運 渡邊虎兒島縣令の去る十四日縣下一般に左の輪運と爲したるよし

○本縣管内ノ馬巴ハ古來特有之物產タル世ノ偏シ知ル所ニシテ舊制中ニ在テハ各地ニ牧場ヲ設ケ常ニ畜殖改良ノ從事ニ専斷多ク良駒ヲ產出シテ四方ニ

輸出セシモ應以て降新法ノ未地ノ形勢ヲ顧ミ爾來漸ク景氣回復ニ望ミ農産會社ヲ設立シ漸クスルルニシテ陸軍省ニ於テ管所設立ノ案アリ其目的タル路之ニ訓練ヲ加ヘ軍馬ニ充用スル機ニ會スレヨリ産馬地方ノ機ニ少ナラザルヘシ就テハ各地キ益以馬巴改良善殖ノ途ヲ講古來特有物產ノ名譽ニ背ク勿クシ

○輪運 山形縣廳にて目下實只各地方々其救濟方法と計畫し居たるよし其掛未況と來とは人民ガ平素ノ心掛未況今日ノ儲けは其日ノ消費と節給給給朝夕を慮らざる生計の仕組なるが此項管内一般ノ貯金の必要ありと云ふ

○生糸改良組合會 宮城縣下ノ其組合を設けたりしが各組合委員選に會して委員大會を開き生糸改良の事と云ふ

○製紙業擴張 兵庫縣神戶三ノ今回製紙用の蒸氣爐と英國より取入替へるよ付運來休業爲し居カ頃據附濟になるよ以て同月十五日紙の業は就く等なり尤も新築の蒸氣爐は餘程石炭の消費額を減省するよも低減するよになるべしと云ふ

○醬油製造 茨城縣下常陸、下總造せし醬油の升高は合計三萬七千三百六勺ありしと

○不漁の困難 下總縣銚子港にて續き晴天の日と稀ありしが爲り漁漁業と廢せし姿にて漁民の困難ハ實ハ名狀し難程なるより同港の(醬油製造家)等諸人が米金を施與民の山と築き居る由同地方より出

○鹽運 地理局にては今後地震輕重と試んが爲り府下各區郡役所郡役所へ一の地震器を設置し其都る事よなさんとの許願中あるよし

○麥飯の効力 大阪鐵台にての毎るもの、多く取りて軍糧の大いに方に注意したりと雖も其効能のり麥飯と兵士の食料と充てし故も僅かよ三名の患者なりと云ふ

○武器出品 府下の刀劍商岡田平に於て開設すべき萬國武器博覽會る武器類を出品せんとて目下地方無届書籍沒收 本所區區町一縣士族京橋區銀座銀行社々主竹田七年九月中及本年三月中内務省へ類案と題する書籍二千部、繪圖法類千五百部と出版費せし辭にて書簡の末出版條例第一條よ

○武官歸京 義行軍村大演習の實地見分の爲り出張せし教導團歩兵大隊長井岡少佐は去る廿四日に又歩兵大隊長櫻井少佐は一昨廿五日に歸京おしたり

○鈴木少佐 佐倉營所後備軍司令官鈴木少佐は今日度東京鐵道後備軍司令官心得と命せられたり

○歸京 過般來各地方の巡回中あり高木司法大書記官と一昨廿五日歸京おしたり

○重罪裁判陪席 判事則元可貞氏は去る十七日大坂控訴裁判所於て第二期岡山重罪裁判陪席を判事增崎潤造氏は同十八日同裁判所に於て第二期京都重罪裁判陪席と就れも命せられたり

○醫術開業試驗主事 内務省御用掛足立寛氏は去る廿四日内務省に於て衛生局勤務仰付られ明治十八年第一回醫術開業試驗主事として岡山長崎兩縣へ出張仰付られたり

○セメール パンヤ 先に英人に就けられたるセメールパンヤは三月二十五日英艦イリス號に載せられロシアバルト海に向けマルタ島と出立したるよし

○勝海舟氏 は來月上旬東京と出發し奥羽地方を経て北海道と漫遊するといふ

○釋送諮問會 同會は一昨廿五日より開會の筈ある旨前號に記載せしが都合により明後二十九日の發會とありさう尤も賭場は江戸橋野金預所の二階と以て之を充るといふ

○長途行軍 仙臺鐵道越後新田營所屯在の歩兵第十六聯隊第三大隊の去る廿日仙臺より到着廿三日同所出發夫より福島地方を経て歸營し又仙臺鐵道工兵第一中隊の去る廿二日仙臺出發宮城縣下一ノ關に於て軍糧架設の演習と施行するよし

○寄附金 華族五條家の祖先なる野見宿禰の神社を本所鎮町の齋佐竹邸跡へ建築するに付今度毛利公より金五百圓、有栖川親王、山田、副島兩伯より同百圓づゝ其他華族貴族等より寄附せまもの若干名ありと

○縣令の輪運 渡邊虎兒島縣令の去る十四日縣下一般に左の輪運と爲したるよし

○本縣管内ノ馬巴ハ古來特有之物產タル世ノ偏シ知ル所ニシテ舊制中ニ在テハ各地ニ牧場ヲ設ケ常ニ畜殖改良ノ從事ニ専斷多ク良駒ヲ產出シテ四方ニ